

## 令和3年度12月追加補正予算(案)その②の概要

新型コロナウイルス感染症による影響で厳しい経済状況が続くなか、18歳以下の者に対し給付金を支給する経費を提案する補正予算案です(12月6日議決分の一人当たり現金5万円支給について、追加でさらに5万円を支給するもの)。

## 1 一般会計補正予算

(1) 現計予算額 118,412,341 千円

(2) 補正額 1,552,917 千円

## 【補正額の財源内訳】

国庫支出金 1,552,917千円

(3) 補正後の額 119,965,258 千円 (対前年度12月補正後 24,090,821千円減、▲16.7%)

## 2 一般会計補正予算の主な内容

○ 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費 1,552,917千円

18歳以下の子どもを養育する子育て世帯に対して、国の特別給付金を追加支給する経費  
(補助率:国10/10)

・給付金額:18歳以下の子ども一人当たり5万円(所得制限あり)

・支給開始時期:【児童手当受給者(公務員を除く)】令和3年12月を目途に給付(申請不用)(予定)※先行給付分とは別に分割給付を予定

【16歳から18歳の子の保護者、児童手当受給者(公務員)】申請に基づき可能な限り早期に給付(予定)※先行給付分と併せて一括給付を予定

【新生児(令和3年10月～令和4年3月生まれ)の子の保護者】申請に基づき可能な限り早期に給付(予定)※先行給付分と併せて一括給付を予定

※詳細は、別紙「令和3年度12月追加補正予算(案)その②事業別概要」のとおり